むきばんだ遺跡（米子市・大山町）

地方の消防本部における違反処理の実態と課題

鳥取県西部広域行政管理組合消防局予防課長 **舩越 聡**

鳥取県西部地区の概要

当地区は、鳥取県の西部に位置し、米子・境港の２市と７町村で構成されている。

西は島根県の松江市、安来市に、南は中国山地で広島県の庄原市と岡山県の新見市、真庭市に接している。

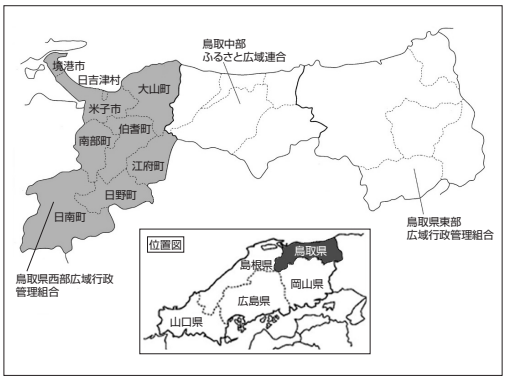

管内人口は約24万人、南北55㎞・東西40㎞、管轄面積は1,207㎢に達し、日本海沿岸部から中国山地まで至り、多様な地域性をもっている。

米子市は、この地域における行政・交通・教育・文化など多面的な中枢機能をもつ商業都市で、境港市は、日本海に面する重要港湾境港により海外貿易・沖合漁業の基地として、さかなとゲゲゲの鬼太郎の街としてもよく知られている。

また、鳥取県西部地区は、松江市、安来市と県境を越えた人・文化・経済の交流がとても活発に行われている地域でもあり、中海圏域として県境を越えた様々な取り組みが行われている。

消防局の沿革と概要

鳥取県西部広域行政管理組合消防局は、昭和51年５月、当地域の消防の広域化を目的として、米子市消防本部と境港市消防本部の２消防本部があったところに、非常備の町村の消防業務を共同処理することとし、２市12町村（現在２市７町村）の常備消防を担う一部事務組合広域消防として誕生した。

消防局の組織体制は、米子市に消防局を置き、４消防署６出張所を配置し、約300名の職員で消防業務に当たっている。

平成22年度には、総務省消防庁の消防救急デジタル無線実証試験を行う消防本部の一つに選定された。広範囲な管轄エリアをカバーする無線中継局群（7.5GHzマイクロ無線、18GHz-FWA、光IP）による無線ネットワークの機能確認、アナログ・デジタルデュアル車載機による移動局無線の運用試験等が行われた。併せて既設の高機能消防指令センターとの接続も行われ、既設指令システムでのデジタル無線運用などの連携機能の確認も行われた。

予防業務体制

⑴体制等について

予防業務の体制は、消防局予防課に３係を、各消防署に予防係を配置し、出張所にも予防担当を置き、火災予防の啓発、同意事務、許認可、検査業務、各種届出処理、立入検査などを行っている。現在、予防業務を専従とする職員を十分に配置することが困難であるため、消防隊員等の多くが兼務する形で予防業務を行っている。

数年前、一部事務組合の財政縮減が求められ、消防の組織体制の改革も行われた。直接住民の目に触れる災害・救急体制は強化されるなか、予防担当職員が減員されたことで、予防業務の執行は綱渡り状態が続いている。日々の暮らしで、各種施設を安心して利用できるのも、将来に向かっての火災予防の取り組みの結果によることが大きいことを、さらに広報していく必要を感じる。

⑵当消防局の課題

○地域差と担当職員の不足

当地区の防火対象物や危険物製造所等の立地は偏りが大きく、地域差が著しくなっている。そこ

水木しげるロード　©水木プロ

で立入検査体制は、消防署ごとに管内の特徴に適したものとなるよう査察規程において定めている。

しかし、市部の消防署では防火対象物数に対し予防担当職員が圧倒的に不足しており、特別査察や違反処理を行う場合などは、消防局の応援、他の消防署からの一時的な予防担当職員の派遣など弾力的に対処してきている。

○予防業務の実績評価

予防業務を支えてきた職員の高齢化と職員の予防業務離れが進むなか、熟練の職員は従来からの緩い指導方法に偏りがちだが、時期を失することのない違反処理が行える次の世代のスタッフを育てていくよう努めている。

違反を解消するために費やした膨大な努力と時間も、「適正な状態に復した」という事実の評価だけで終わり、実績の評価に至らない現実がある。その努力に比して成果が現れにくい予防業務であるが、達成感は十分に味わえる職種であると思っている。そういった認識が徐々にでも広まっていくことを期待しながら、成果の出にくい努力を正当に評価する仕組みを模索しているところである。

○違反処理のバックグラウンド

違反を発見し継続的な追跡調査を行い、命令書交付や告発に堪えられる資料収集、証拠固め等を進めていくこと。また、経験のなさもあるが、わずかなスタッフが日常業務に追われながら証拠資料を積み上げていくこと、これには高い壁があることを否定できない。一部事務組合に法制担当の専門部局はなく、警告・命令・告発に向けた違反処理への段取り・手続きは、わずかな予防担当職員が手探り状態で進めている状況である。

⑶違反処理の考え方

消防法令違反の是正は、違反の事実に対し消防機関が適切な時期に必要な権限行使を行うこと、人命に直接かかわる重大違反であれば、なおさら必要な対処を即刻とることが必要である。

しかし、その違反是正のプロセスにおいて関係者が防火対策に理解を示し、自主的に改修することが、本質的には予防業務の目的とするところとの思いから、追跡調査と継続的な是正指導の実施による違反事項の解消を基本としている。

むきばんだ遺跡

天井面の泡消火設備の配管等の腐蝕

電源が落とされたポンプ起動制御盤

警告・命令・告発と着実に手順を進めるべき違反対象物と、そうではなく是正指導により違反解消が見込める防火対象物とでは、是正の進め方が当然に異なるものだと考える。その境界線は、是正指導を担当する職員が、経験を積み重ねて直感的に会得してくるものである。

関係者を指導する際、話術や交渉力により無用な争いを防ぎ、関係者の理解を進め、結果を残すことが、担当する職員に必要な素養だと考えている。

複合用途ビルの違反是正指導事例

⑴発見の経緯

定期的に消防用設備等点検結果報告が行われていたが、報告が途絶え、また、防火対象物定期点検を促しても報告されないことから、立入検査を実施し、防火管理面、消防用設備等面など多数の違反を把握した。

⑵防火対象物の概要

当該防火対象物は、複数の管理権原者により管理される複合テナントビルで、遊戯施設、飲食店、物品販売店舗、駐車場、倉庫、事務所などが混在入居している。

○構造：耐火造
○階数：地上７階　地階なし
○面積：延べ面積　約18,000㎡
○用途：複合用途防火対象物（消防法施行令別表第１⑯項イ）

⑶管理権原関係

○ビル所有者：10数名の区分所有
○テナント占有者：30数社
○管理組合：建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）に基づくビル管理組合は設置済み。

⑷主な違反事項

ア　共通の違反
○防火管理者（変更）の未選任
○消防計画（変更）の未作成
○消防訓練の未実施
○共同防火管理協議事項（変更）の未作成
○防火対象物定期点検の未実施
○消防用設備等の点検未実施
○自動火災報知設備の共用部の機能不良
○誘導灯の機能不良
○直通階段の避難障害

イ　区分所有者の専有部分の違反
○防災物品の未使用
○誘導灯の機能不良
○固定式泡消火設備の機能停止

防火管理者は、共同で選任をしていたが、退職のため未選任の状態となっていた。

固定式泡消火設備は湿式で、駐車場部分に設置されている。維持管理が不十分であったため配管等に著しい腐蝕が生じ、100カ所以上の一斉開放弁で圧力漏れが確認されていた。正常な状態に戻すと漏れによりアラームが鳴るため主配管の元バルブは閉じられ、ポンプ起動制御盤の主電源が切られ、駐車場部分すべての泡消火設備が機能し

ない状況であった。

⑸指導経過等

駐車場部分の区分所有者であり管理運営をするＡ社に対しては、早急に対策を講じるよう指示を行ったのち、違反事項の整理を行った。当消防局としては、泡消火設備が全く機能しない現状は、火災予防上危険な状況であり、改善されない場合は駐車場部分の使用停止や措置命令を念頭に入れ処置に臨んだ。

○5月　当該複合ビルは区分所有であり、また、区分所有者ごとに賃貸契約を結びテナント利用者を入居させている状況であったため、名宛て人を特定するための作業に入った。

法務局で、法人登記全部謄本（履歴事項証明書）、不動産登記事項証明書及び不動産登記全部謄本の交付を受け、事実確認を行うため区分所有者の質問調書を取った。また、併せて管理責任を明確にするため、テナントの賃貸契約を任意で閲覧し契約内容の確認を行った。その結果、消防用設備等の維持管理は共用部・テナント内とも区分所有者が管理責任を持っていることが判明した。

名宛て人の整理ができたところで、部内的には違反処理規程に基づく手続きを開始し、区分所有者と占有者には個別に違反事項を通知し、改善計画書の提出を求めた。

○6月　区分所有法に基づく管理組合が設置されていたので、ビル管理組合理事長に改善に向けた協議を行うよう働きかけを行った。

ビル管理組合理事長がこれに応じ、臨時総会が開催され、ビル全体で供用している消防用設備等の改修及び点検の実施、防火管理面の対応について協議が行われた。後日、ビル管理組合理事長から、防火管理は警備業者を常駐させる委託方式で行うこと、その他の違反事項も早急に改善する旨の報告が行われた。また、専有部分の不備事項は、それぞれの区分所有者が処置することとされた。

駐車場を管理するＡ社からは、泡消火設備の改修費用の見積もりを行い、中小企業向け融資や借り換え制度の利用などを検討したが、経営状況から融資を受けられる状況になく、早々に結論が出ない旨の報告があった。同時にＡ社から、泡消火設備の機能不全に対処する暫定処置として、大型消火器を多数設置し、警備員による常時巡回を実施したい旨の報告があった。

○7月　早期の改善が望めないとの判断から現地の実況見分を実施し、関係者の質問調書をとった。Ａ社に対し、泡消火設備の年次的な改修方法等も含め提案し協議を行った。また、改善されなければ駐車場部分の使用制限や措置命令の可能性にも言及し、改めて改善計画書の提出を求めた。

しかし、Ａ社からは改善の意思表示がされなかったため、Ａ社の代表取締役に対し、泡消火設備の改修を求める警告書を交付した。

○8月　ビル管理組合理事長から、ビル増改築工事の際の融資残を区分所有者は相当額抱えていることや、駐車場閉鎖は経営状況を悪化させ、売却・事業閉鎖に追い込まれる区分所有者やテナントが相当数生じる可能性があることから、駐車場の閉鎖猶予の申し出があった。

当地方では、車は移動手段として欠かせないもので、駐車場の有無で利用客数に大きな差がでる現実がある。当該複合ビルも同様で、駐車場が閉鎖となると利便性が大きく損なわれ、他の区分所有者やテナントへ大きな影響が出るのは必至であった。

移動式粉末消火設備も相当数あり、また、Ａ社の暫定対応策の実施も確認しており、泡消火設備の違反と関わりのない区分所有者やテナント占有者まで苦境に立たせることもできないため、当面経過をみることとした。

⑹履行状況等

９月に、ビル管理組合理事長より防火管理者選任届、消防計画作成届、共同防火管理協議事項作成届、消防訓練実施報告書、消防用設備等点検結果報告書、防火対象物定期点検報告書が提出され、これを受理した。

泡消火設備に係る改善計画書の提出はいまだ行われていないが、Ａ社も消防用設備等の改修を拒んでいるのではなく、昨今の不況も大きく影響し、改修に必要な資金の調達が難航しているものであった。

しかし、当消防局としては、利用者の安全を確

保する立場であり、万一火災が発生した場合の消防活動の困難さも大きいものであることから、駐車場の使用制限の方法や消防用設備等の措置命令のタイミングを検討していた。

そういったおり、改修に向けての道筋がみえたとの報告がＡ社からあり、今後は大きく違反解消に向けた動きに転換することとなった。

おわりに

当消防局の違反処理体制はいまだ緩い体制であることは間違いない。わずかなスタッフで可能な限りの範囲で行っており、違反是正指導の進め方についても様々なご指摘・ご批判をいただくことは承知の上で実情を紹介した。

違反処理は、直ちに厳正に対処すべき問題と、是正指導により違反解消に向けていくものと見きわめ、この二つのテーブルを上手に使いながら、今後とも防火対象物の防火対策を進めていこうと考えている。

指導経過の概要

５月：違反事項を把握
　　名宛て人特定のため謄本を取得
　　関係者に違反事項を通知
６月：ビル管理組合の臨時総会を開催
　　共用設備と防火管理の是正方針決議
　　泡消火設備は改修困難との報告
７月：現地の実況見分調査を実施
　　関係者の質問調書（第２回目）
　　警告書の交付
９月：防火管理者選任届受理
　　消防計画変更届受理
　　共同防火管理協議事項変更届受理
　　消防訓練実施報告書受理
　　防火対象物定期点検報告書受理
　　消防用設備等点検結果報告書受理
　　Ａ社から改修見込みの報告

米子市皆生温泉から大山を臨む